

## 統合型校務支援システム導入に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、統合型校務支援システム導入に係る契約の相手方となる候補者を決定するにあたり、必要な事項を定める。

### 2 業務の目的

現在本市では、スズキ教育ソフト社製校務支援システムを利用している。今後の更なる校務の効率化、データ連携、児童生徒への更なる最適な支援による“豊かな学びで未来を拓く”を目指し、統合型校務支援システムの導入機能と運用方法を見直し、各機能間の連携を強化しより一層校務のDX化を推進する。調達するシステムは令和6年度、本市内の小中学校19校及び、特別支援学校において校務の情報化をさらに推進し、先に掲げた目標を達成する統合型校務支援システムとする。これにより、児童・生徒の学籍管理や成績管理等の校務情報の一元的な管理・運用、学校内・学校間の情報共有や情報伝達等を迅速かつ的確に行い、教職員の業務の軽減と効率化により、教職員が児童・生徒と向き合う時間の拡充を図る。また、児童生徒の9年間を通じた成長記録を自治体一括のデータベースとして一元管理・蓄積活用し、多くの教職員で児童生徒を見守り、教育の質の向上を図ることを目的とする。

これらを踏まえ、統合型校務支援システム導入にあたっては、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、技術力、企画力及び創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

### 3 業務の概要

#### (1) 名称

三木市立学校統合型校務支援システム導入事業

#### (2) 業務内容

教育委員会と市内20の学校における、校務情報、保健情報、グループウェアなどを有した、クラウド上でデータを管理する統合型校務支援システムの構築導入業務

#### (3) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

#### (4) 導入限度額

システム構築費用 33,000,000円(税込)

運用保守費用(令和9年3月31日まで) 25,600,000円(税込)

### 4 受託候補者選定方法

公募型プロポーザル方式

### 5 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 三木市入札参加者名簿に登載されていること。又は本要領及び関係法令等を遵守し、仕様書【別紙1】に基づく業務を遂行できる十分な資力、信用及び技術的能力を有する事業者であって法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) プロポーザル公告日時点において、指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。
- (4) プロポーザル公告日時点において会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て(以下「更生手続き開始の申立て」という。)、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て(以下「再生手続き開始の申立て」という。)がなされておらず、かつ、契約締結の日までの間に更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされる見込みもないこと。
- (5) プライバシーマーク取得事業者又は情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)適合性評価制度における審査登録機関から認定を受けていること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 三木市暴力団排除条例(平成24年三木市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係がないこと。

## 6 参加表明受付

参加を希望する者は、次に示す参加表明書等を提出すること。

### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書【様式第1号】

イ 会社概要書【任意様式】

ウ 会社案内等のパンフレット

エ 業務実績調書【様式第2号】公共団体施設の導入実績に限る、契約書の写し

オ 本業務のスケジュール【任意様式】

当市が仕様書で示す内容で、貴社が対応できる具体的な作業スケジュールを記載すること。

カ 業務実施体制調書【様式第3号】

キ プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメント(I SMS)を取得していることがわかる証明書の写し

ク バイザー株式会社「すぐーる」との連携実績証明書【様式第4号】

ケ 三木市入札参加資格のない事業者については、次に掲げる書類を合わせて提出すること。

(ア) 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

※現在事項全部証明書は不可

※交付日が提出日から3か月以内のもの

(イ) 法人印鑑証明書

※交付日が提出日から3か月以内のもの

- (㉞) 財務諸表  
法人の直近決算年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれに準ずるもの
- (㉟) 国税等納税証明書  
法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書  
※税務署が発行したもの  
※交付日が提出日から3か月以内のもの
- (㊱) 三木市税納税証明書  
市内に本店・支店等を置く事業者は三木市税の納税証明書  
※「滞納なし」の証明書を提出すること。  
※交付日が提出日から3か月以内のもの
- (㊲) 暴力団排除に係る誓約書【様式第5号】

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留等により配達された事実の証明が可能な方法で送付すること（市への電話等による書類の到達確認の問合せについては対応しない。）。

(4) 提出期限

令和6年7月5日（金）

・窓口持参

受付時間：午前8時30分～午後5時（※土曜、日曜及び祝日を除く。）

・郵便提出

令和6年7月5日（金）午後5時必着

(5) 提出先

〒673-0433

兵庫県三木市福井1933番地の12

三木市教育委員会 教育振興部 教育センター 武田

(6) 留意事項

ア 提出された参加表明書等の修正又は変更は認められない。

イ 提出された参加表明書等は返却しない。

(7) 参加資格承認

このプロポーザルの参加資格承認の可否の連絡は、令和6年7月10日（水）までに参加表明書に記載されたメールアドレス宛に通知する。なお、提出された書類により事前選考を行う場合がある。

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 質問受付期間

令和6年6月3日（月）～令和6年6月27日（木）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書【様式第6号】に質問内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。メールの件名は「統合型校務支援システム導入に係る公募型プロポーザルの問合せについて（事業者名）」とすること。

(3) 提出先

三木市教育委員会 教育振興部 教育センター 武田

E-mail : educenter@ns.miki.ed.jp

電話 : 0794-83-2020

(4) 回答方法

質問に対する回答は、随時ホームページに掲載する。

8 企画提案書等の提出

参加表明書を提出し、本プロポーザルへの参加資格が認められた者（【様式第9号】により、令和6年7月12日（金）までに通知する。）は、仕様書に基づき、企画提案するものとする。企画提案は1者につき1件とし、次に示す書類を作成し、期限までに提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書等届出書【様式第7号】

イ 企画提案書【任意様式】

様式は任意とするが、用紙はA4版で概ね50頁以内とする。原則、企画提案書は下記の項番順に作成すること。なお、該当箇所に評価基準表の項目番号を記載し、採点しやすいものとする。

三木市統合型校務支援システム整備事業仕様書に基づき、以下の章立てで作成すること。

第1章 提案の考え方

第2章 システムの概要

第3章 校務支援システムの機能について

第4章 提案するクラウド環境に関して

第5章 実施体制及びスケジュール

第6章 運用・保守について

第7章 その他

(ア) 第1章 提案の考え方

- ・「三木市統合型校務支援システム整備事業仕様書」の「導入の目的および方向性」に記載されている内容に関し課題解決と目標を達成するための考え方やその手法について記述すること。

(イ) 第2章 システムの概要

- ・校務支援システムの稼働形態や、開発形態（パッケージシステム、帳票カスタマイズ及び法改正等に伴う新規開発機能のリリース等）についての概要を記述すること。

- ・ 個人情報の取り扱いや教職員の権限設定に関するシステムのセキュリティ対策についての概要を記述すること。
  - ・ 学校や教育委員会で行える帳票変更の自由度に関して記述すること。
- (ウ) 第3章 校務支援システムの機能について
- ・ 本市が求める機能に対する校務支援システムの有用性について簡潔に記述すること。
  - ・ 本調達に対象となる機能群の特徴を簡潔に記載すること。
  - ・ 校務支援システムの機能の提案において、以下の項目については、必ず含めるものとする。
    - ・ 成績データの取り込みミス防止対策について(Excel等からの貼り付け時提案書の記載とプレゼンテーション時にデモ画面にて説明すること)
    - ・ 導入後の学校側で行える帳票カスタマイズについて
    - ・ 各種機能間(学習e-ポータル・保護者連絡システムすぐー等)の連携に関して
- (エ) 第4章 提案するクラウド環境に関して
- ・ 提案するシステムにおいて必要なクラウド環境を記載すること。
- (オ) 第5章 実施体制及びスケジュール
- ・ スケジュール作成にあたっての考え方、考慮点を記述すること。
  - ・ 作業内容、作業量、担当が明確なスケジュールを作成すること。
  - ・ 教育委員会・学校における導入時の負担感を軽減する工夫について記述すること。
  - ・ 各種端末・ネットワーク等の設定に関し記載すること。
- (カ) 第6章 運用・保守について
- ・ 運用支援等のサービス内容について記述すること。
  - ・ 教職員研修、ヘルプデスク等のサービス内容について記述すること。  
ヘルプデスクの開設時間は校務支援システム専任担当者の在籍時間とする。
- (キ) 第7章 その他
- ・ その他、システムの将来性(教育委員会事務システムとの連携や、すぐーとの連携強化等)について記述すること。

#### ウ 見積書及び見積内訳書【任意様式】

履行期間内に本業務を実施するための費用を施行予定額の範囲内で作成する。金額は消費税等込みの金額を記入すること。なお見積もりは構築に係る費用と、令和9年3月31日までの運用保守費用とに分けて作成すること。加えて、令和9年4月以降5年間の各年度の運用保守費用を参考に記載すること。

##### (ア) 提出部数

- ・ 正本 1部
  - ・ 副本 10部
- 副本については複写可能とする。

##### (イ) 提出方法

窓口持参か書留郵便とする。(電子メールでの提出は不可)

- (㊦) 提出期限  
令和6年7月25日（木）午後5時必着（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く）
- (㊧) 提出先  
〒673-0433 兵庫県三木市福井1933番地の12  
三木市教育委員会 教育振興部 教育センター 武田

## 9 選定方法、選定結果

### (1) 選定方法

公募型プロポーザル審査委員会において審査を行い、次により選定する。

ア 選定として企画提案書等提出書類及び「10 プレゼンテーション」のとおりプレゼンテーションを行い、その内容を審査、採点し、合計点数の総計が最高得点を得た者を契約の候補者とし、2番目に高い得点の者を次点者として特定する。

イ 候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点者の者と交渉を行うものとする。

なお、合計点数の総計が同じ場合は、事前に設定した項目の点数が高い者を上位者とする。

### (2) 選定結果の通知

選定終了後、提案者へ選定結果を令和6年8月27日（火）までに電子メールにより通知する。

## 10 プレゼンテーション

### (1) 実施日付・場所

日付：令和6年8月21日（水）

場所：三木市立教育センター 4階 大研修室

### (2) 実施時間

1提案者につき、準備10分、プレゼンテーション30分以内、質疑応答10分程度とし、片付け5分とする。

### (3) 出席者

概ね4名以内とする。

### (4) その他

ア プレゼンテーション審査は非公開とする。

イ プレゼンテーションは「8 企画提案書等の提出」で提出した資料に沿って、わかりやすく簡潔に行うこととし、説明のスタイルは自由とする。

ウ プレゼンテーションで使用する資料は、「8 企画提案書等の提出」で提出した資料のみとする。提出書類に記載のない内容の追加提案や追加資料の配布は認めない。

エ プレゼンテーションでパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、提案者側で準備すること。スクリーンは市で準備する。

オ 導入予定システムの操作性や機能性について、実演（デモンストレーション）してください。

カ 実施順序については、事務局にて抽選を実施し、実施時間を令和6年8月9日（金）

までに電子メールにより通知する。

キ 評価基準表【別紙2】に定める評価項目について採点を行うこととする。

#### 1.1 参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

#### 1.2 企画提案書公募によるプロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施できないと認めるときには、中止又は取り消すことがある。この場合において、プロポーザルに要した費用を当市に請求することはできない。

#### 1.3 参加者の辞退

参加表明後、プロポーザルの参加を辞退する者は、参加辞退届を提出すること。

##### (1) 提出期限

令和6年7月25日（木）午後5時まで

##### (2) 提出方法

参加辞退届【様式第8号】を持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、簡易書留とし、令和6年7月25日（木）午後5時必着とすること。

##### (3) 提出先

〒673-0433 兵庫県三木市福井1933番地の12  
三木市教育委員会 教育振興部 教育センター 武田

#### 1.4 スケジュール及び提出書類等

	項目	期日
1	実施要領等の公表・参加募集開始	令和6年6月3日（月）
2	質問書の提出期限	令和6年6月27日（木）
3	質問書の回答期限	令和6年7月3日（水）
4	参加表明書の提出期限	令和6年7月5日（金）
5	参加資格確認結果の通知期限	令和6年7月12日（金）
6	参加辞退届提出期限	令和6年7月25日（木）
7	企画提案書の提出期限	令和6年7月25日（木）
8	プレゼンテーションの日時通知	令和6年8月9日（金）
9	選定（プレゼンテーション）	令和6年8月21日（水）
10	選定結果通知、結果の公表	令和6年8月27日（火）

#### 1.5 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 審査結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 応募書類及び審査に係る書類は、原則として公開しない。
- (7) 審査委員会の評価点（価格点を除く）が6割以上の候補者を選定する。
- (8) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

#### 1.6 問い合わせ先

〒673-0433 兵庫県三木市福井1933番地の12  
三木市教育委員会 教育振興部 教育センター 武田  
電話：0794-83-2020  
E-mail [educenter@ns.miki.ed.jp](mailto:educenter@ns.miki.ed.jp)